

## 福生市 ECO FRIENDLY 認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ふっさ環境フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が環境に優しい取組を行っている事業者・団体を福生市 ECO FRIENDLY 事業者・団体（以下「ECO FRIENDLY 団体等」という。）として認証することにより、事業者・団体及び市民の環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

### (要件)

第2条 ECO FRIENDLY 団体等の対象とする事業者・団体は、次に掲げる各号をいずれも満たすものとする。

- (1) 別表に掲げる環境に優しい取組を実践している事業者又は団体であること。
- (2) ECO FRIENDLY 団体等の証である「ECO FRIENDLY ステッカー」（以下「ステッカー」という。）を店先やイベント開催時に見やすい場所（以下「店先等」という。）に掲示すること。
- (3) 実践している取組を記載した「私たちの環境配慮」を店先等に掲示すること。

2 前項第3号の「私たちの環境配慮」は環境月間である6月中は必ず掲示するものとする。

### (申請)

第3条 ECO FRIENDLY 団体等の認証を受けようとする事業者・団体は、福生市 ECO FRIENDLY 団体等認証申請書（様式第1号）を実行委員会へ提出しなければならない。ただし、ふっさ環境フェスティバル（以下「フェスティバル」という。）への参加を希望する事業者・団体はフェスティバル参加申込書がこれに代わるものとする。

### (審査)

第4条 実行委員会は、前条の規定により提出された書類について、その内容を審査するものとする。

### (認証)

第5条 実行委員会は、ECO FRIENDLY 団体等として認証した事業者・団体に対し、ステッカーを交付するものとする。

2 認証期間は、認証の日からその日の属する年度の翌年度の5月末日までとする。ただし、再認証を妨げない。

3 前項の「ステッカー」について、認証1年目は銅、3年目からは銀、5年目からは金のステッカーを交付するものとする。

(広報活動)

第6条 実行委員会は、ECO FRIENDLY 団体等を福生市ホームページ内への掲載等を通じて周知するものとする。

(認証の変更・取消し)

第7条 ECO FRIENDLY 団体等は、認証期間中に第3条の申請事項等に変更が生じた場合、また、前条の認証を解除しようとする場合は、実行委員会に福生市 ECO FRIENDLY 団体等認証変更・解除届出書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 実行委員会は、ECO FRIENDLY 団体等が第2条の要件を満たさなくなったときは、認証を取り消すことができる。

3 実行委員会は、前各項の規定により取消しを行った場合は、福生市 ECO FRIENDLY 団体等認証取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表

種別	取組一覧
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 簡易包装の推進</li> <li>(2) 無駄のない仕入れ</li> <li>(3) ハーフサイズメニューを取り入れる等の食品ロス対策を推進</li> <li>(4) 使えなくなったものを修理して再利用</li> <li>(5) ごみの分別の徹底</li> <li>(6) 室内の温度は、夏季に 28℃以上、冬季 20℃以下を徹底</li> <li>(7) 車移動は極力控え、自転車などを活用</li> <li>(8) アイドリングストップを徹底</li> <li>(9) 地産地消（地域の農林水産物の利用）の推進</li> <li>(10) グリーン購入対象物品の購入・使用</li> <li>(11) エネルギー等使用量の把握・削減</li> <li>(12) マイバッグ持参の推奨によるレジ袋削減</li> <li>(13) 再生紙の利用</li> <li>(14) その他、環境にやさしい取組の実施</li> </ul>
団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネルギー行動の推進</li> <li>(2) 清掃活動等の環境保全活動を実施</li> <li>(3) 緑化活動の実施</li> <li>(4) 環境学習の実施</li> <li>(5) その他、環境にやさしい取組の実施</li> </ul>